



機関紙

「フィトンチッド」第13号

2025年7月発行

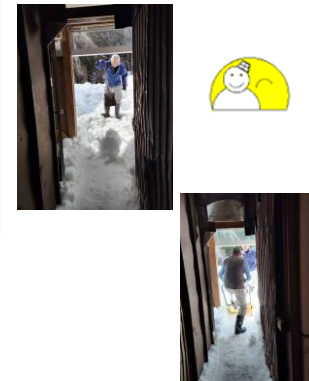
総天然色のNPO活動写真集！ 「かねやま電雪HPなどから」

☆2/7オンライン学習会☆

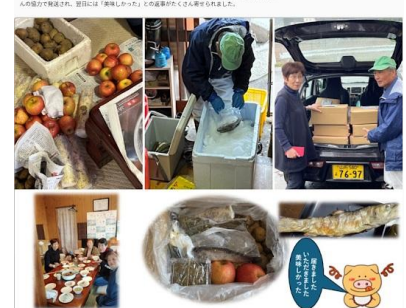
山形県 中小水力発電に関するオンライン勉強会
地域の恵みを未来の力へ
地域住民主体の小水力発電で 「一歩先行く地域づくり」



☆4/6雪室に雪の搬入☆



☆4/20「ふるさと里山便」
荷造り・発送・到着・開梱
快食・ご感想など



☆☆主な活動等☆☆

2月7日 オンライン学習会(佐賀県吉野ヶ里町・松隈小水力発電所)を役場の会議室にて開催しました。15名参加

2月22日 phytoncideにて拡大事務局会議を開催(発起人・3人で)発電事業の進め方などを議論しました。

2月26日 金山町農業委員会にソーラーシェアリング野菜の収量を報告。後日、地域の収量を上回っているとの連絡がありました。

3月22日 第4回理事会を開催しました。大清水川小水力発電事業の事業主体として関わる事とした。

4月6日 雪室など利雪事業!!
地元の丸友工業さんが雪室へ雪の搬入作業をしました。

4月20日 「ふるさと里山便・雪室熟成作物セット」を発送しました! 雪締めイワナを付けて25セットを県外の協力者さまへ。

4月26日 第5回理事会を開催しました。
総会に付議すべき事項などを審議しました。

5月25日 新年度通常総会を開催しました。
総会后第1回理事会を開催しました。(裏面参照)

5月吉日 有屋地区にお住いの今井達弥さんが入会しました。

6月20日 金山中学校1年生の総合授業で、水戸部理事が、
☆ゼロカーボンと再エネ、特に発電について☆
講義と実習を行いました。



6月21日 最上川水系 大清水川に水量測定器を設置しました。
これから1年間、水量測定を行います。(裏面参照)

6月29日 春の自然に親しむ活動を会員・応援団のみなさんと開催!

☆5/25新年度通常総会☆



☆6/20金山中学校1年生の総合授業☆



☆6/29「畑の応援団」と合同で春の自然に親しむ活動☆



これからの伝説! 荒屋橋横の排水路を利用した三二水力発電実験を中学生と行う計画です!



特定非営利活動法人
かねやま電雪

999-5401 山形県最上郡金山町大字有屋312
事務局 Tel 080-2303-3763(小沼・丹・五十嵐)
mail kaneyama.densetu@gmail.com
http://kaneyamadensetu.kirakirahatuden.com/



setu.kirakirahatuden.com / http://kaneyamadensetu.kirakirahatuden.com/

2025年5月25日 通常総会で確認しました

第2号議案 2025年度事業計画書
2025.4.1～2026.3.31
特定非営利活動法人かねやま電雪

1 事業実施の方針

定款の趣旨に基づき以下の方針とします。

- 1) 財政確立のために引き続き会員総数30名以上を目指し、準会員制度も継続します。
- 2) 作物贈答活動などを通じて寄付金募集に取り組みます。
- 3) 地域に貢献できる小水力発電事業に取り組みます。
- 4) 太陽光発電+ソーラーシェアリング、雪室の適正な管理運営に努めます。
- 5) 古民家を活用した諸事業を充実させます。
- 6) 町の「ゼロカーボン」に向けた取り組みに可能な協力をしていきます。
- 7) NPO発足から6年を経過し、NPO活動の中間まとめと報告会を検討します。
- 8) 当NPOの継続性を鑑み、中堅・若手の参加や育成に努めます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

①空家（古民家）維持管理事業

- ・施設並びに周辺の整備を引き続き行います。
- ##### ②太陽光発電などの自然エネルギーによる発電事業
- ・第1発電所（自家消費+売電）、第2発電所（ソーラーシェアリング売電）は引き続き連携・協力します。
 - ・町のゼロカーボン政策の推進のため、水力含めた再エネ利用の可能性を模索します。
 - ・「ゼロカーボンを考える会」の後援や町の「かねやま小水力発電推進協議会」との協力を継続します。

③雪室などの利雪事業

- ・冬季に低恒温で作物保管熟成を行い、それらを贈答品として活用します。
- ・地場産品やソーラーシェアリング下で育った作物を贈答品としての活用を試みます。

④古民家を活用し思い出の昭和展示活動

- ・引き続き、展示物の収集や展示開館（5月～10月）の整備を行います。

⑤自然に親しむ活動

- ・年1～2回、自然を体感しながら楽しむ企画を行います。

(2) PR活動事業

①法人の会員拡大及び自然（再生）エネルギーの推進のため広報紙の発行（年2回）

- ・広報紙印刷 5,000円×2回、配布手数料 7,000円×2回

②地域のイベントなどへの参加・協力

- ・地域の学校行事、夏祭り、産業まつりなどで、NPOとしての参加を検討します。
- ・移動可能な発電セットなどを利用して、町内で再エネ（水力や太陽光）利用の啓もう活動を行います。

(3) 発電など収益事業についての取り組み

大清水沢の小水力発電の町が行う測量・基本設計に協力します。また、水量調査については当NPOが担います。本発電所の事業母体の町が行う公募には、当NPOの発電事業部として応募する準備を進めます。なお、応募の最終決定は理事会で行います。

2025年6月16日 河川法で県の使用許可がありました

指令最総建総 第 123号

特定非営利活動法人かねやま電雪
理事長 小沼 正和

令和7年6月13日付けで申請のあった下記河川区域内における土地の占用及び工作物の新改築については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定により、別紙条件を付して許可する。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和7年6月18日

河川管理者

山形県知事 吉村 美栄子

記



2025年6月21日 大清水川に水量測定装置を設置しました

